

奈良県告示第百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、疋田
土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

平成二十八年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 岡島辰雄 葛城市疋田四〇四

西川賀清 三七一二

赤井喜三男 五一五

瀬山和志 四〇〇一二

吉田恒弘 五三三一三

石田弘好 三七三

吉田瀧昭 一一六

木村伊津男 二〇〇一三

杉本隆規 二〇〇一二

石井克榮 五四四一三

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 村田眞文 葛城市疋田四〇八一二

田中英毅 一二三一一

吉川雅則 二〇〇一一

福井康昌 四二四

村井隆 五三四一二

福井重昭 五三五一三

福井恵史 五二五一四

西川雅也 一八

岡島辰雄 四〇四

赤井喜三男 五一五